

守られる「**秘密**」、

守られない私たちの自由

～民主主義と市民生活をおびやかす**特定秘密保護法案**を斬る～

いま国会では、公務員をはじめ広く市民に重い秘密保護義務を課し、

その漏えいを広く処罰しようとするいわゆる**特定秘密保護法**の成立が目指されています。

特定秘密保護法が成立すると、国政について判断するための重要情報が政府によって**秘密**にされ、主権者である私たち国民やマスコミが、情報にアクセスすることが難しくなります。

私たちの知る権利やプライバシー権など大事な人権が侵害され、

国民主権や民主主義が大きく後退する危険があります。

この問題をご一緒に考える緊急シンポジウムを企画しました。多数のご来場をお待ちしています。

11月29日(金) 18時開始

宮崎県弁護士会館2階 (地図裏面) (17時半開場、20時終了予定)

参加自由・入場無料

● 基調講演

講師 井上正信 弁護士

広島弁護士会、日弁連秘密保全法制対策本部副本部長、同憲法委員会副委員長。「徹底解剖秘密保全法」(かもがわ出版)はじめ憲法、安全保障問題に関する著書・論文多数。

● パネルディスカッション

マスコミ関係者、国家公務員、市民団体からパネリストを迎えて議論を深めます。

● リレートーク



主催 宮崎県弁護士会



何が「秘密」か?・・・それも「秘密」です?!

特定秘密保護法は、政府が「特定秘密」を指定し、これを漏らした人や聞き出した人に厳罰を科するという法律です。

いったい何が「秘密」なのか、その範囲は極めて曖昧で不明確です。「特定秘密」の対象は、「防衛」「外交」「安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」に関する4分野とされていますが、これには原発の安全性や事故に関する情報、自衛隊の活動に関する情報、TPP交渉に関する情報など、国民生活の全般に関わる情報が広く含まれます。

しかも「特定秘密」にするかどうかを決定するのは、情報を持つ行政機関の長となっていますので、その恣意的判断により、「特定秘密」の範囲は際限なく広がります。国民には、何を「秘密」にしたのかも知らされません。政府に都合の悪い情報が秘密にされ、永久に分からないおそれもあります。

あなたや家族のプライバシーも調査の対象に?!

「特定秘密」を扱える人かどうか決めるため、政府は、「適性評価制度」を導入し、本人の職歴、活動歴、犯罪歴、通院歴、飲酒の節度、思想調査を含む網羅的な身上調査を行い、極めて高度なプライバシー情報を調査・収集し、利用しようとしています。また、配偶者や恋人、友人などの関係者についても調査の対象にされる可能性があります。

こうした制度を許せば、多くの国民がプライバシー侵害や思想信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされることとなります。

「秘密」は国民主権・民主主義をおびやかす!!

行政機関の長から国会に提供される「特定秘密」の範囲は著しく限定され、その取扱い方も制限されます。国会議員や国会職員も、秘密を漏らせば処罰されるおそれがあります。国会議員が、得た情報について検討するため専門家たる学者や弁護士に相談することも封じられかねず、議員質問や国政調査権行使等を通じた国会による行政に対するチェック機能も著しく後退してしまいます。

主権者たる国民が、政策や国の在り方について十分考え、議論し、判断するためには、本来、その前提として国が持つ情報がきちんと十分に開示されなければなりません。民主主義国家では当然のことです。しかし政府が堂々と情報を隠すことを認める特定秘密保護法は、これに真っ向から反するものであり、国民主権を形骸化させるおそれがあります。

戦前の日本には「軍機保護法」がありました。国防・防諜のためという口実で、国民に情報が徹底的に隠され、戦争へ突き進んでいきました。

‘不都合な真実は隠します法’ともいうべき秘密保護法が制定されれば、また同じ道を歩んでしまうおそれはないでしょうか。



※弁護士会館の駐車場の台数に限りがありますので、恐れ入りますが、車は近隣の有料駐車場をご利用下さい※

あなたも処罰されるかも?!最高で懲役10年!

「特定秘密」とされた情報を漏らすと、故意による漏えいだけでなく、過失によるものでも処罰されることとなります。

しかも、未遂や共謀、教唆、扇動行為も独立して処罰の対象となっていて、「特定秘密」を扱う公務員や、行政機関から「特定秘密」を提供された民間企業の労働者が秘密を漏らした場合だけでなく、ジャーナリストの取材活動や市民による情報公開要求など「特定秘密」にアクセスしようとする行為まで処罰対象に含まれます。市民のさまざまな言動に捜査や処罰が及ぶ危険があります。

特定秘密保護法は、報道・取材を萎縮させ、言論・表現の自由や国民の知る権利に深刻な打撃を与えます。このことは「報道の自由」に配慮する旨を法文に盛り込んでも、何らぬぐえるものではありません。

宮崎県弁護士会は、2013年10月21日、『特定秘密の保護に関する法律案』に強く反対する会長声明を発表しました。詳しくは当会ホームページをご覧ください。

問い合わせ 宮崎県弁護士会

宮崎市旭1丁目8番28号 ☎(0985)22-2466